

福山市立本郷小学校いじめの防止等に係る基本方針

平成26年3月4日策定

1 策定の趣旨

本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき本校における「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対応」等についての基本的な考え方や具体的な対応を定めるものである。また、それらを具体的に実施するための体制についても定める。

2 いじめの定義

本基本方針における「いじめ」は、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめとしては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 金品をたかられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為と認識され警察に相談することがふさわしいものや、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたり、本校の実態や生徒指導上の課題について全教職員で確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめ問題に対する認識

- ① いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- ② いじめは、全ての児童にかかわる問題である。

(2) いじめ問題への指導方針

- ① いじめは絶対に許されないという毅然とした態度を示し、いじめられている児童の立場に立って指導を行う。
- ② 全ての児童が「いじめを行わない」「いじめを放置しない」よう、いじめは心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分理解できるように指導する。
- ③ いじめの問題は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導を徹底する。また、児童自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ① いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- ② いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ③ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。
- ④ 教育的配慮と被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

4 実施体制

全教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止やいじめ問題への対応に関する措置を組織的実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、これを活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

※ 平成26年度 本郷小学校いじめ防止委員会は、校長・教頭・教務主任・保健主事・生徒指導主事並びに、オブザーバーとして、サポートセンターふくやま少年育成官で構成する。

5 いじめの防止等に係る具体的な取組み 「いじめ防止対策委員会」を中核にして（ ）内は主担当者

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導體制の構築 | (生徒指導主事) |
| (2) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報 | (教頭) |
| (3) いじめの防止等に係る校内年間研修計画の策定 | ※別紙参照 |
| (4) いじめの防止等に係る関係機関との連携 | (生徒指導主事) |
| (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報 | (教務主任) |
| (6) いじめを認知した場合の(個別・事象別)対応プログラムの策定 | (生徒指導主事) |
| (7) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成 | (校長) |
| (8) 必要に応じて心理等外部専門家の招聘 | (校長) |

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、以後の発生防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて次のとおり定義する。

一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合 等)

二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査する。)

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

- ① 問題解決への対応
 - (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
 - (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
 - (ウ) 関係保護者，福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
 - (エ) P T A役員等との連携
 - (オ) 関係児童生徒への指導
 - (カ) 関係保護者への対応
 - (キ) 全校児童への指導
- ② 説明責任の実行
 - (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
 - (イ) 全校保護者への対応
 - (ウ) マスコミへの対応
- ③ 再発防止への取組
 - (ア) 福山市教育委員会との連携のもと指導計画の立案
 - (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
 - (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
 - (エ) 改善策の実施

7 いじめ防止のための年間計画・・・別紙参照

8 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において，7月・12月・3月にいじめの防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において，保護者対象アンケート及び児童対象アンケート・いじめの認知件数及びいじめの解決件数・不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に，年度間の取組みを検証し，次年度の年間計画を策定する。